

平成28年度

# 下野市学校教育計画

平成28年3月

下野市教育委員会

# 目次

## 概要

I 下野市学校教育計画策定の趣旨	1
II 計画の位置づけ	1
III 計画の期間	2
IV 下野市学校教育計画全体構想図	3

## 下野市学校教育計画

I 下野市学校教育目標	4
II 基底理念に基づく基本方針	4
III 努力目標・具体策	
基底理念 ◎高い教育理念に基づいた創意ある教育活動の展開	6
1 『学ぶ力』を育む学習指導の推進	7
2 『豊かな心』を育む教育の推進	8
3 『健やかな体』を育む体育・健康・安全教育の推進	9
4 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進	11
5 一人一人を大切にすると人権教育の推進	12
6 自分の生き方を考えるキャリア教育の推進	13
7 心の教育を踏まえた児童・生徒指導の推進	14
8 家庭と地域の教育力を向上させる取組の推進	16
9 思いやりの心を育み潤いと安らぎのある学校を目指した小中一貫教育の推進	17
10 情報リテラシーを身に付けさせる情報教育の推進	18



## I 下野市学校教育計画策定の趣旨

下野市の行政の根幹となる現下野市総合計画は、平成27年度をもって計画期間が終了することから、次なる10年を見通した「第二次下野市総合計画」が策定されました。

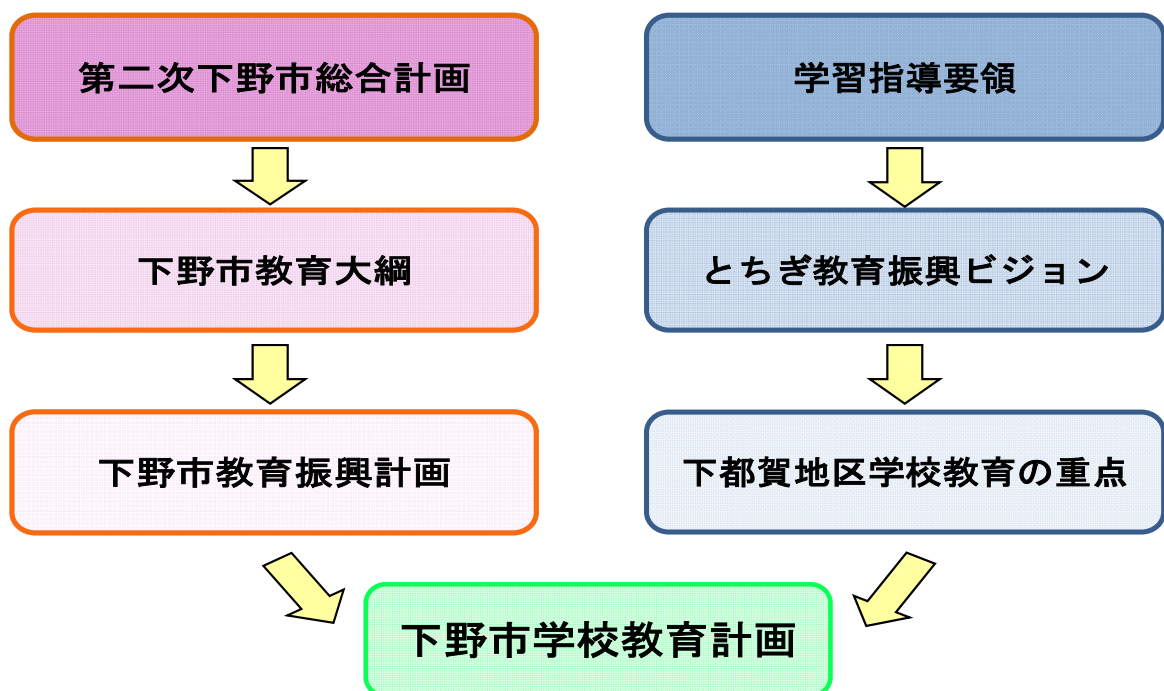
また、下野市教育委員会では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律第1条の3の施行に伴う、「下野市教育大綱（平成28年度～平成32年度）」と、下野市総合計画の部門別計画として、「下野市教育大綱」との整合性を図りながら、教育行政を推進する上で基本的な方向性と具体的な内容を示す「下野市教育振興計画（平成28年度～平成32年度）」を平成28年3月に策定しました。

学校教育計画は、学習指導要領の趣旨及び内容を確実に実践し、創意ある教育活動を展開することを目的としており、新たに策定された「教育振興ビジョンとちぎ（平成28年度～平成32年度）」や毎年度策定される「下都賀地区学校教育の重点」の基本的な考え方を受け、計画期間を1年として、毎年策定しているものです。

平成28年度「下野市学校教育計画」は、ファミリエ下野市民運動で提唱する『当たり前前ことを、当たり前前やる』をスローガンとし、知（学ぶ力）・徳（豊かな心）・体（健やかな体）のバランスの取れた児童生徒の育成とさらなる教育の質の向上を目指します。また、子どもたちが社会の一員として地域と触れ合い、ともに成長していく実践活動を支援します。

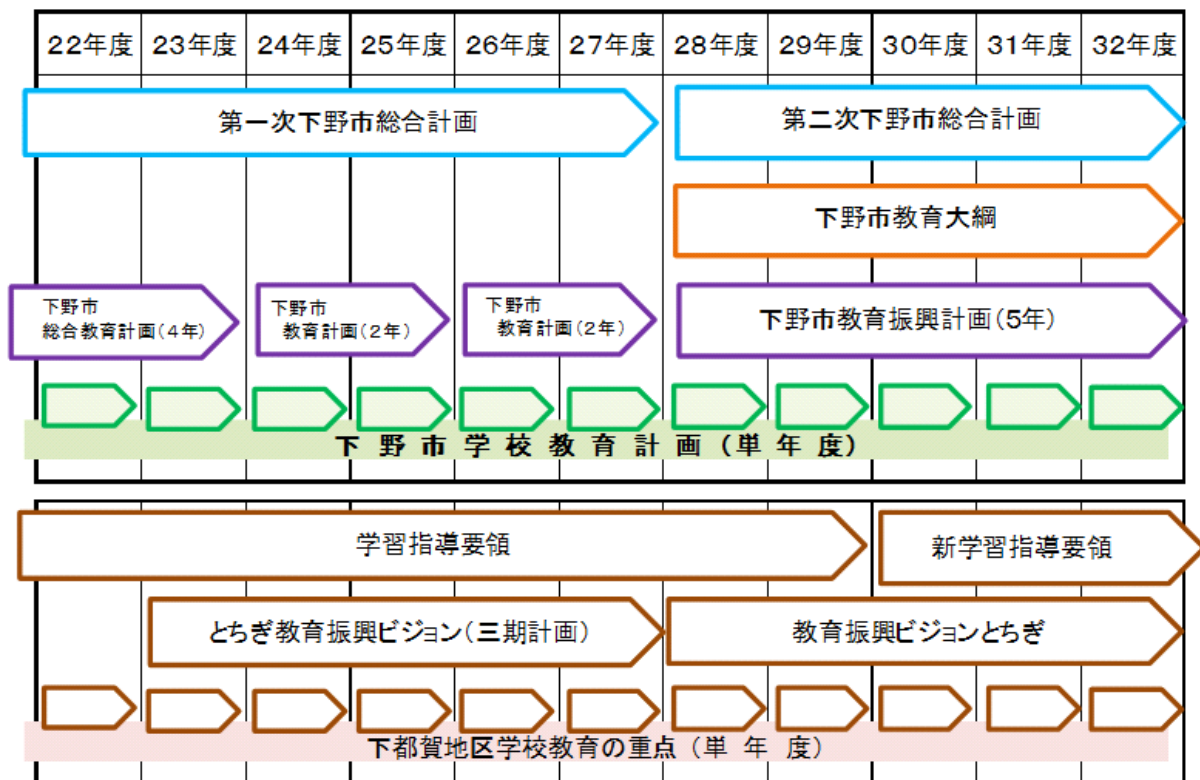
さらに、本計画では児童生徒の学力向上を目指し、教職員の資質向上はもとより、各学校において特色ある学校づくりを推進していきます。

## II 計画の位置づけ



### Ⅲ 計画の期間

「下野市学校教育計画」は、単年度計画とし、社会情勢の変化や国・県等の施策の動向を踏まえ、毎年度計画を策定します。



## IV 下野市学校教育計画全体構想図

知（学ぶ力）・徳（豊かな心）・体（健やかな体）のバランスの取れた児童生徒を育成するために、さらなる教育の質の向上を目指します。

また、子どもたちが社会の一員として地域と触れ合い、ともに成長していく実践活動を支援します。

平成28年度は児童生徒の学力向上を目指し、教職員の資質向上はもとより、各学校において特色ある学校づくりをさらに推進して着実に前進します。

下野市学校教育目標	
1	自主的に学び、主体的に問題を解決しようとする子どもを育てる。（知）
2	豊かな情操と道徳性を備え、礼儀正しい子どもを育てる。（徳）
3	自他の生命・人権を尊重し、強い意志と健康な身体をもつ子どもを育てる。（体）（高い人権意識）
4	勤労・奉仕の精神を理解し、すすんで社会のためにつくそうとする子どもを育てる。（勤労奉仕の精神）（他への貢献）
5	郷土の文化と伝統・自然に誇りをもち、自信をもって（国際）社会で活躍できる資質を備えた子どもを育てる。（郷土愛）（異文化理解）

### スローガン

「当たり前前のことを、当たり前前やる！」

### 基底理念

#### ◎高い教育理念に基づいた創意ある教育活動の展開

- (1) 創意ある学校経営の推進
- (2) 地域社会に根ざした学校経営の推進
- (3) 教職員の資質の向上

### 基本方針

#### 重点

- |                            |                  |
|----------------------------|------------------|
| 1 『学ぶ力』を育む学習指導の推進          | 2 『豊かな心』を育む教育の推進 |
| (1) 学びを保証する授業づくり           | (1) 道徳教育の充実      |
| (2) 指導と評価の一体化              | (2) 読書活動の推進      |
| (3) 自律的な学習習慣の確立            | (3) 体験活動の充実      |
| (4) 英語教育を含めた国際教育の推進        |                  |
| 3 『健やかな体』を育む体育・健康・安全教育の推進  |                  |
| (1) 体力向上を図る指導の充実           |                  |
| (2) 健康・安全教育の推進             |                  |
| (3) 望ましい食生活・食習慣形成のための食育の推進 |                  |

4 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進

5 一人一人を大切にする人権教育の推進

6 自分の生き方を考えるキャリア教育の推進

7 心の教育を踏まえた児童・生徒指導の推進

8 家庭と地域の教育力を向上させる取組の推進

9 思いやりの心を育み潤いと安らぎのある学校を目指した小中一貫教育の推進

10 情報リテラシーを身に付けさせる情報教育の推進

# 下野市学校教育計画

## I 下野市学校教育目標

下野市の学校教育は、知・徳・体のバランスの取れた児童生徒を育成するために、教職員のさらなる資質向上に努め、児童生徒の『学ぶ力』と、『豊かな心』、『健やかな体』の育成に努める。

- 1 自主的に学び、主体的に問題を解決しようとする子どもを育てる。(知)  
→ 基本方針1、4、10
- 2 豊かな情操と道徳性を備え、礼儀正しい子どもを育てる。(徳)  
→ 基本方針2、7
- 3 自他の生命・人権を尊重し、強い意志と健康な身体をもつ子どもを育てる。  
(体)(高い人権意識)  
→ 基本方針3、5、7
- 4 勤労・奉仕の精神を理解し、すすんで社会のために尽くそうとする子どもを育てる。(勤労奉仕の精神)(他への貢献)  
→ 基本方針6、9
- 5 郷土の文化と伝統・自然に誇りを持ち、自信をもって(国際)社会で活躍できる資質を備えた子どもを育てる。(郷土愛)(異文化理解)  
→ 基本方針8、9

## II 基底理念に基づく基本方針

学習指導要領の趣旨及び内容を確実に実施し、創意ある教育活動を展開する。

個々の教職員の創意と自発的な取組の姿勢を基調として、『生きる力』の涵養のため『学ぶ力』の育成と『心の教育』の充実及び『健やかな体』の育成を目指して、基底理念に基づく10項目の基本方針のうち1・2・3を重点とし、全校協働体制で目標の達成を図る。

### 基底理念

◎ 高い教育理念に基づいた創意ある教育活動の展開

- (1) 創意ある学校経営の推進
- (2) 地域に開かれた学校経営の推進
- (3) 教職員の資質向上

### 1 『学ぶ力』を育む学習指導の推進

- (1) 学びを保障する授業づくり
- (2) 指導と評価の一体化
- (3) 自律的な学習習慣の確立
- (4) 英語教育を含めた国際教育の推進

### 2 『豊かな心』を育む教育の推進

- (1) 道徳教育の充実
- (2) 読書活動の推進
- (3) 体験活動の充実

### **3 『健やかな体』を育む体育・健康・安全教育の推進**

- (1) 体力向上を図る指導の充実
- (2) 健康・安全教育の推進
- (3) 望ましい食生活・食習慣形成のための食育の推進

### **4 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進**

- (1) 通常の学級における特別支援教育の充実
- (2) 特別支援学級、通級指導教室の指導の充実
- (3) 早期からの一貫した就学支援の充実

### **5 一人一人を大切にすると人権教育の推進**

- (1) 教職員の人権に関わる資質・能力の向上
- (2) 全教育活動を通じた人権教育の推進

### **6 自分の生き方を考えるキャリア教育の推進**

- (1) 特別活動におけるキャリア教育の充実
- (2) 総合的な学習の時間におけるキャリア教育の充実
- (3) 自己実現に向けたキャリア教育・進路指導の充実

### **7 心の教育を踏まえた児童・生徒指導の推進**

- (1) 全教育活動を通じた児童・生徒指導の推進
- (2) 全校体制による組織的な指導
- (3) 問題行動等に対する的確で迅速な対応
- (4) 学校・家庭・地域が一体となった指導

### **8 家庭と地域の教育力を向上させる取組の推進**

- (1) ふるさと学習の推進
- (2) 家庭教育の推進

### **9 思いやりの心を育み潤いと安らぎのある学校を目指した小中一貫教育の推進**

- (1) 小中一貫教育の計画的推進
- (2) 家庭・地域との連携

### **10 情報リテラシーを身に付けさせる情報教育の推進**

- (1) 情報活用能力の育成
- (2) ICTの活用
- (3) 校務の情報化推進



### Ⅲ 努力目標・具体策

※ □囲みは具体策の中の重点事項であり、今年度の評価項目とする。

◎ 高い教育理念に基づいた創意ある教育活動の展開		
努力目標	具体策	
(1) 創意ある学校経営の推進	① 全職員が学校運営への参画意識をもち、共通理解の上で、教育活動を展開する。	ア 校長は、高い教育理念と明確な方針をもち、リーダーシップを発揮して、学校や地域の実態を踏まえた学校経営を推進する。 イ 教職員一人一人の意見を反映させる工夫を行い、学校教育目標の具現化を推進する。
	② 『特色ある学校』づくりを進める。	ア 地域や学校の実態に応じて、学習指導要領の趣旨やねらい、内容を具体化した「本校ならではの」教育課程を編成・実施する。 イ 各種教育計画、各教科等年間指導計画を見直し、工夫・改善を図る。
	③ 教職員の特性を生かし相互協力による組織運営を図る。	ア 管理職は、教職員一人一人のよさを生かした、機能的な組織運営に努める。 イ 教職員は信頼し合い、認め合い、同僚性を高める。
(2) 地域に開かれた学校経営の推進	① 地域の信頼に応える学校づくりを進める。	ア 積極的に学校の教育活動を公開し、保護者・地域住民の理解と協力を得る。 イ ホームページ、学校だより、一斉メール等を活用し、保護者・地域への情報発信に努める。 ウ 学校評議員制度を活用したり、学校関係者評価等の実施に努めたりするなど、地域住民の学校運営への参画を図る。
	② 地域の教育力を生かした学校づくりを進める。	ア 地域の人材や教育資源を有効に活用した交流活動・体験活動・学習活動（「ふれあい学習」）を積極的に推進する。 イ 登下校の見守り体制など、家庭・地域の人々とともに、児童生徒が安心して学校生活を送れるように努める。
(3) 教職員の資質の向上	① 教職員の人権意識、規範意識の高揚を図る。	ア 体罰やいじめ等が、児童生徒の人権を侵害する行為であることを強く認識するため、人権教育を現職教育に適切に位置づけ、研修の充実に努める。 イ 規範意識を高め、教育公務員としての職責の重さを強く自覚し、信頼される教職員を目指す。
	② 現職教育の充実に努める。	ア 教職員の資質や指導力の向上を図るために、組織的、計画的な研修体制をつくる。 イ 要請訪問やS&Uコラボ事業（下野市教育委員会と宇都宮大学教育学部との連携研修事業）等を活用して、学校課題等に関する研修を充実させる。
	③ 研究と修養に努め指導力の向上を図る。	ア 教職員一人一人が課題意識をもち、各種研修会に参加したり、自主研修を進めたりすることにより指導力の向上を目指す。

1 『学ぶ力』を育む学習指導		
努力目標	具体策	
(1) 学びを保証する授業づくり	① 学ぶ意欲を高め、主体的に学習に取り組む態度の育成を図る。	ア 体験的な学習や知識・技能を活用した問題解決的な学習などを計画的・継続的に年間指導計画に位置づけ、指導の充実に努める。 イ 授業の目標（めあて・ねらい）を明確にして、子どもたちの目的意識を高める表現や提示の仕方を工夫する。 ウ 見通しを立てたり、学習を振り返る活動を単位時間ごとに行う。 エ 教材・教具の工夫やICT機器の活用、学習形態の工夫に努める。
	② 基礎基本の確実な習得と、活用する力の育成を図る。	ア 各教科等の特性に合わせ、言語活動の充実に努め、子ども同士の学び合いを通して、一人一人の思考を広げたり、深めたりする授業づくりに努める。 イ 各種学力調査の結果をもとに、全職員で現状と課題を共有し、各校における学力向上改善プランを実施する。 ウ 発展的な学習や補充的な学習等、個に応じた指導の充実に努める。
(2) 指導と評価の一体化	① 児童生徒の学習意欲を高め、授業改善に生かす評価を行う。	ア ねらいの実現状況を適切に評価して児童生徒にフィードバックすることにより、個に応じた支援をする等、指導の工夫・改善に努める。
	② 妥当性、信頼性の高い評価を行う。	ア 授業実践を通して、全校体制で評価計画（評価規準、場面、方法）の改善・充実に努める。 イ 思考力・判断力・表現力の評価方法の工夫・改善に努める。
(3) 自律的な学習習慣の確立	○ 児童生徒の学習習慣の確立を図る。	ア 学習に関する情報を積極的に保護者に発信し、家庭との協力体制を確立する。 イ 「家庭学習の手引き」等を活用し、家庭での学習方法を指導する。 ウ 授業とのつながりを意識した家庭学習に取り組むよう指導する。
(4) 英語教育を含めた国際教育の推進  ※国際教育では、理解だけでなく、主体性や発信力を重視する。	① グローバル化に対応した国際教育の充実に努める。	ア 各教科、道徳等において自国の文化・伝統を理解するとともに、異文化を理解し尊重する態度の育成に努める。 イ グローバル化の視点に立った外国語教育の充実や校内環境づくりに努める。
	② 小中一貫を意識し、コミュニケーションを図ろうとする態度や能力の育成に向けた英語教育の充実に努める。	ア 教員は研修等を通して、英語教育の指導力の向上に努める。 イ 年間指導計画を活用し、主体的にコミュニケーションを図ろうとする態度や能力の育成に向けた授業実践に努める。 ウ 教員との役割分担を明確にした、ALTの効果的な活用に努める。

2 『豊かな心』を育む教育の推進		
努 力 目 標	具 体 策	
(1) 道徳教育の充実	① 教育活動全体を通じて行う道徳教育の充実を図る。	<p>ア 校長の方針のもと、児童生徒や学校の実態を考慮して道徳教育の目標を設定する。加えて学校及び各学年段階で重点化すべき内容項目を明確にし、具体的な指導に努める。</p> <p>イ 児童生徒と教師の信頼関係、児童生徒相互の人間関係を育て、一人一人が自分の思いや考えを安心して表現できる雰囲気のある学年・学級経営に努める。</p> <p>ウ 「ファミリエ下野市民運動」を推進し、当たり前前を当たり前に行うことを通して規範意識や倫理観を育む。</p> <p>エ 道徳教育の取組を、学校だよりやHP等を通して発信し、家庭や地域の理解・協力を得るよう努める。</p>
	② 道徳教育の要としての、道徳の時間の充実を図る。	<p>ア 道徳の時間では計画的、発展的な指導を行い、特に前後の学年の指導のつながりや、その内容に関わる他の教育活動での指導を踏まえ、年間指導計画に基づき、授業の確実な実施に努める。</p> <p>イ 道徳の時間では、「子どもたちにどのような心を育てるのか」という本時のねらいを明確にする。授業全体を通して「道徳的価値の自覚」を深めるための手立てを講じ、授業の質の向上に努める。</p> <p>ウ 道徳の授業を保護者や地域の人々へ公開し、道徳についての理解を得られるよう努める。</p>
(2) 読書活動の推進	① 学校図書館の整備・充実を図る。	<p>ア 児童生徒の主体的な学習や読書活動を支えるために、司書教諭を中心に全職員が協力して読書環境の整備、学校図書館の活性化に努める。</p> <p>イ 市の図書館と連携し、学校図書館が十分に活用されるよう、図書配置の工夫及び読書や情報収集など、目的に応じた図書の整備に努める。</p> <p>ウ 図書システム活用による貸出・返却作業や蔵書確認を、正確かつ効率的に行えるよう担当教員と図書支援員が連携した体制をつくる。</p>
	② 読書意欲をもたせ、読書の習慣の形成を図る。	<p>ア 学校での一斉読書活動の時間を定期的に日課に位置づけ、読書の楽しみを知る機会とし、読書の習慣化に努める。</p> <p>イ 教師や地域ボランティアなどの読み聞かせや、委員会活動の充実などにより、本に親しませ、読書の楽しさを体験させる。</p> <p>ウ 家族で読んだ本について話し合ったり、好きな本を紹介し合ったりする「家読（うちどく）」を奨励する。</p>
(3) 体験活動の充実	○ 体験活動の機会の確保と充実を図る。	<p>ア 地域の方々との交流、自然体験活動、職場体験活動、奉仕活動などを、意図的、計画的に実施する。</p> <p>イ 異年齢との交流活動を通して、自己有用感を高めるとともに社会性を育む。</p>

3 『健やかな体』を育む体育・健康・安全教育の推進		
努 力 目 標		具 体 策
(1) 体力向上を 図る指導の 充実	① 教科体育及び教育活動 全体の中で、体育・健康 指導の充実を図る。	ア 単位時間ごとの身に付けさせたい力を明確にし、「できる喜び」、「人との関わり」、「体を動かす楽しさ」を経験させるとともに、運動量を確保した授業の充実に努める。 イ 児童生徒の体力及び運動能力、生活習慣等のデータを基に、「体づくり運動」の内容を充実させ、体の基本的な動きを身に付けさせる指導の充実に努める。
	② 生涯にわたって運動に 親しむ資質や能力の育成 を図る。	ア 体力づくりの大切さやスポーツの楽しさを実感できる指導の工夫に努める。 イ クラブ・部活動においては、児童生徒の円滑な人間関係を構築し、事故・けが等の予防を徹底するとともに、人権に配慮したきめ細やかな指導を心がけ保護者や地域の方々との連携に努める。 ウ 地域の人材や施設、行事を効果的に活用しよう努める。
(2) 健康・安全 教育の推進	① 健康や安全について理 解を深め、生涯にわた って主体的に健康で安全 な生活を送ることができる よう指導の充実を図る。	ア 危機管理マニュアルを活用し、あらゆる災害発生時における児童生徒の避難方法や保護者への連絡や引き渡し等、家庭との協力体制を整え、実効性のある訓練を計画的に実施する。 イ 「学校保健計画」に基づき児童生徒の健康状態を把握し、学校保健委員会の充実を図るなど、健康の保持増進を図る指導を家庭や地域と連携して行うよう努める。 ウ 「学校安全計画」に基づき計画的、系統的に安全教育を実施し、「自分の命は自分で守る」意識を高める。特に「しもつけ子ども交通安全カード」を活用し、安全に行動しようとする態度の育成に努める。
	② 性教育、薬物乱用防止 教育の系統的・計画的な 推進を図る。	ア 心身の機能の発達について理解を深め、互いを尊重する態度や行動がとれるよう、発達の段階に応じて学校全体で系統的に指導する。 イ 薬物乱用防止教育を警察等の外部機関と連携して行い、指導の充実に努める。
(3) 望ましい食 生活・食習 慣形成のた めの食育の 推進	① 食に関する指導の充実 を図る。	ア 「食に関する年間指導計画」に基づき、栄養教諭、学校栄養職員や外部専門機関等を活用して、専門性を生かした食育の充実と衛生指導の徹底に努める。 イ 児童生徒が学校給食を楽しむとともに、望ましい食習慣を形成できるよう、給食の時間を活用して指導に努める。

<p>② 家庭への食育に関する啓発の推進を図る。</p>	<p>ア 授業参観や給食試食会、学校保健委員会等を活用し、望ましい食習慣、バランスのとれた朝食の摂取について、保護者への啓発に努める。 イ 「朝食レシピ募集」や「食育だより」などの市食育推進事業等を活用し保護者への啓発に努める。</p>
<p>③ すべての児童生徒が安心・安全に食事を取れるよう万全な指導体制を整える。</p>	<p>ア 「学校給食における食物アレルギーへの対応マニュアル」をもとに、各校の食物アレルギー対応検討委員会を中心に、全職員が児童生徒の情報を共有し、対応する。 イ 食物アレルギーやエビペンに関する研修等を通して、学校全体で危機管理意識を高める。 ウ 日常の衛生面・安全面の指導を徹底し、安心・安全な給食の実施に努める。</p>

4 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進		
努 力 目 標		具 体 策
(1) 通常の学級における特別支援教育の充実	① 指導内容や指導方法を工夫・改善し、適切な指導と必要な支援を行う。	<p>ア 生活や学習上の困難を抱えている子どもたちをはじめ、全ての児童生徒が、安心感をもって生活できる学級経営に努め、分かりやすい授業を展開する。</p> <p>イ 発達障害のある児童・生徒については、その特性を十分に理解し、通常の学級において行うべき適切な指導を行う。</p> <p>ウ 通常の学級において行うべき適切な指導について、研修等を通して理解を深め、市の要請訪問や巡回相談を指導に生かす。</p>
	② 校内支援体制の機能を高める。	<p>ア 校長のリーダーシップの下、特別支援教育コーディネーターを中心に全職員が支援に当たる。</p> <p>イ 個別の教育支援計画に基づいた全校体制での指導を、組織として定期的に評価し、改善に努める。</p> <p>ウ 保護者や関係機関との連携を図り、同一步調で支援に当たる。</p>
(2) 特別支援学級、通級指導教室の指導の充実	○ 障害の特性や状態に応じた指導内容の精選と、指導方法の充実を図る。	<p>ア 児童生徒の発達の状態や障害の特性を十分に把握した上で、特別な教育課程を編成し実施する。</p> <p>イ 見通しをもって一貫した指導を行うために、在籍児童生徒全員について、保護者と連携しながら個別の教育支援計画（個別の指導計画を含む）を作成し活用する。</p> <p>ウ 交流及び共同学習のねらいを明確にし、組織的・計画的に実施することで、相互理解の促進に努める。</p>
(3) 早期からの一貫した就学支援の充実	① 保護者や地域への理解促進、啓発を図る。	<p>ア 通常の学級における支援も含めた校内での特別支援教育の取組を各種たよりやホームページ、保護者会等で積極的に発信し、家庭や地域への啓発に努める。</p>
	② 就学相談及び個別の指導計画・支援情報等引継ぎの充実を図る。	<p>ア 校長や特別支援教育コーディネーターを中心に組織として、児童生徒の教育的ニーズや保護者の考えの把握に努め、合意形成を基本とした適正な就学支援を行う。</p> <p>イ 市の就学支援委員会や市学校教育サポートセンター、医療機関、市福祉部等の関係機関と積極的に連携し、専門家からの意見聴取の機会を確保する。</p> <p>ウ 個別の教育支援計画（個別の指導計画を含む）を活用し、学年間はもとより、幼保小、小中、中高と異校種間で、支援を円滑に引継ぐ。</p>

5 一人一人を大切にす人権教育の推進	
努 力 目 標	具 体 策
(1) 教職員の人権教育に関わる資質・能力の向上 ○ 教職員一人一人が人権意識・人権感覚の高揚を図る。	ア 人権尊重の理念（自他の大切さを認める）について教職員は理解を深め、自らの人権感覚を磨く。 イ 子どもの人格を認め、人権に配慮した児童生徒への言葉かけや対応に努める。
(2) 全教育活動を通じた人権教育の推進	① 豊かな人間性を育て、自尊感情を高める指導の充実を図る。 ア 道徳教育との関連を重視し、多様な体験活動、高齢者や障害者等との交流活動など、豊かな体験の機会を充実する。 イ 自他の良さを認め合える学級経営や、児童生徒が互いに思いやり、信頼し合う雰囲気や環境づくりに努める。
	② 人権意識を高める指導の充実を図る。 ア 各教科等の特質に応じて、「育てたい資質・能力」を明確にし、人権教育の目標達成に向けて「人権教育との関連」「人権教育の視点」「人権教育上の配慮」を意識した授業を実践する。 イ 人権週間での取組や人権に関する様々な活動を生かして、人権意識の高揚に努める。 ウ 資料の収集、整備に努め、その活用を図る。
	③ 様々な人権問題に関する指導（直接的指導）の充実を図る。 ア 各教科等において、様々な人権問題に関する指導（直接的指導）を年間計画に位置づける。 イ 様々な人権問題に関する（直接的指導）においては、共感的理解を図る指導や、明るい展望のもてる指導に努める。

6 自分の生き方を考えるキャリア教育の推進		
努 力 目 標	具 体 策	
(1) 特別活動におけるキャリア教育の充実	① 特別活動における集団活動を通して、人間関係形成能力や意思決定能力の育成を図る。	<p>ア よりよい人間関係や居がいのある学級集団づくりを目指した学級活動を意図的、計画的に実施する。</p> <p>イ 各学校行事等の体験的な学習においては、ねらいを明確にし、児童生徒の活躍の場を十分に取り入れた、充実感・達成感のある活動になるよう工夫する。</p> <p>ウ 異年齢や異校種間で連携した集団活動や交流などを通して、よりよい人間関係や社会性の育成に努める。</p>
	② 自分の生き方や働くことの大切さを考えさせる機会の充実を図る。	<p>ア 各学校行事等では事前・事後の指導の充実を図り、特に事後の指導において自分の良さや可能性に気づいたり、学びの手応えを実感できるように振り返りの充実を努める。</p> <p>イ 家庭や地域の人々と連携し、ボランティア活動・社会奉仕的な活動、職場体験活動などを取り入れることにより、勤労の尊さを感じさせ、社会の一員としての自覚を深めさせる。</p> <p>ウ 自分の生き方や勤労についての考えを一層深められるよう、道徳教育との関連を図る。</p>
(2) 総合的な学習の時間におけるキャリア教育の充実	○ 探究的な学習過程（課題の設定、情報の収集、整理・分析、まとめ・表現）を重視した指導の充実を図る。	<p>ア 学校の実態に合わせて、育てようとする資質や能力及び態度を明らかにした全体計画、単元計画の工夫・改善に努める。</p> <p>イ 協同的な学習や体験活動、言語活動の充実を図るとともに、各教科等との関連を意識した学習活動の工夫に努める。</p> <p>ウ 多様な情報の収集、異なる視点からの検討等を通して、自己の生き方を考える学習活動の展開に努める。</p>
(3) 自己実現に向けたキャリア教育・進路指導の充実	○ 地域の実状や児童生徒の実態を踏まえた、組織的、系統的な指導の充実を図る。	<p>ア キャリア教育の担当者や進路指導主事等のリーダーシップのもと、全体計画を活用し、全校体制で取り組む。</p> <p>イ 体験活動を通して、勤労観、職業観を育てるとともに、将来の生き方や自己の在り方について考えさせる。</p> <p>ウ 学習内容と将来の職業や生活とを関連付け、主体的に進路の選択、決定ができるよう、児童生徒への支援や指導に努める。</p> <p>エ 保護者に対して、適切な進路情報を提供し、保護者と連携したキャリア教育・進路指導の推進に努める。</p>



7 心の教育を踏まえた児童・生徒指導の推進		
努 力 目 標		具 体 策
(1) 全教育活動を通じた児童・生徒指導の推進	① 善悪の判断力の育成を通して、規範意識や倫理観の確立を図る。	ア 全教育活動を通して「当たり前のことを、当たり前にする！」を実践し、小中学校9年間を意識した「生活のきまり」を活用しながら、基本的な生活習慣と規範意識を身に付ける指導に努める。 イ 善悪の判断力の育成のために是々非々の姿勢での指導に努める。
	② 望ましい人間関係づくりを図る。	ア 児童生徒一人一人との関わりを大切にし、確かな信頼関係づくりに努める。 イ 児童生徒が自己有用感を高められるよう、互いに認め合い、協力し合う場を意図的、計画的に設定し、「学業指導」の柱である集団づくりに努める。 ウ 「安心感」と「わかりやすさ」を求める特別支援教育の視点に立ち、児童生徒理解を深め、一人一人の特性に応じた支援に努める。
(2) 全校体制による組織的な指導	① 指導のための組織の強化を図る。	ア 校長のリーダーシップの下、迅速で緊密な報告、連絡、相談を徹底する。 イ 学級や学年での問題等の抱え込みをなくすために、児童指導主任、生徒指導主事等を中心として、情報交換や事例研究等を行い全職員の共通理解の下、組織的、協働的に指導を進める。
	② 教育相談の充実を図る。	ア 計画的な教育相談と積極的なチャンス相談を実施し、児童生徒理解に努めるとともに、いじめや不登校の予兆をとらえるよう努める。 イ 家庭訪問や面談等を必要に応じて実施し、家庭との連携を図り、児童生徒の願いや不安、悩みを共有できる協力体制を築く。
(3) 問題行動等に対する的確で迅速な対応	① いじめ、暴力行為等への組織的対応を図る。	ア 国の方針を踏まえた「学校いじめ防止基本方針」に定めた組織を中心に、定期的にアンケート等を実施し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努める。 イ 緊急かつ重大事態に対しては、問題行動への対応ルール等に基づき、学校内での組織的対応に加え、教育委員会へ報告するとともに関係諸機関とも連携し対応する。 ウ いじめ、暴力等を許さない強い信念を児童生徒に示し、児童生徒からの信頼を得られるように迅速かつ誠意ある対応に努める。
	② 不登校の予兆の発見や予防を心がけ、早期発見・早期対応を図る。	ア 常に児童生徒理解に努め、悩みや不安・ストレスを抱える児童生徒の心のサインを見逃さないよう、職員間で連携して情報の共有に努める。

		イ いじめ・不登校対策委員会が中心となり、市学校教育サポートセンターやこども福祉課等関係機関と連携を深めながら、方針と役割を明確にした対応に努める。
(4) 学校・家庭・地域が一体となった指導	① 「学校いじめ防止基本方針」について、学校・家庭・地域が情報を共有し、協力体制の構築を図る。	ア 「学校いじめ防止基本方針」に関わる取組や日常の児童生徒の様子について各種たよりやホームページを活用し、積極的情報発信に努める。 イ 地域ボランティア等の協力を得ながら、地域社会全体での児童生徒の見守り活動を推進する。
	② 学校間や関係機関との連携の強化を図る。	ア 「下野市子ども未来プロジェクト」における活動のさらなる拡充に努める。 イ 幼保小、小中、中高の連携を図り、児童生徒の理解と、問題行動等の未然防止に努める。 ウ 市学校教育サポートセンターとの情報交換や、スクールカウンセラー等の有効な活用に努める。
	③ ネットトラブルの未然防止を図る。	ア 外部講師を招聘しての講習会を開催する等、家庭や地域とともに情報モラルを学ぶ場の設定に努める。 イ ネット上のいじめや人間関係のトラブルを未然に防ぐために、コンピュータや携帯電話等の適切な利用の仕方を家庭と連携し指導する。

8 家庭と地域の教育力を向上させる取組の推進		
努 力 目 標		具 体 策
(1) ふるさと学 習の推進	① 郷土への理解を深め、ふるさとを愛する心の育成を図る。	<p>ア 市生涯学習文化課や関係機関、地域の人々と連携し、ふるさと学習の充実に努める。</p> <p>イ 市の文化遺産や、社会科副読本、「下野市ふるさとかるた」、「下野市の伝説」、「とちぎふるさと学習資料集」等の資料を活用して、社会科や総合的な学習の時間等でふるさと学習の実践に努める。</p> <p>ウ 市の広報誌やホームページを活用し、市や地域の行事、市政などに関心を高めさせる工夫に努める。</p>
	② 地場産の食材、伝統的な郷土料理や行事食を生かした食育の推進を図る。	<p>ア 地場産の食材を使用した給食「しもつけいっぱいデー」を実施することにより、地域への理解を深めさせる。</p> <p>イ 食育の授業や給食だよりを通して、地域に伝わる優れた食文化について学ぶ機会を設ける。</p>
(2) 家庭教育の 推進	① ファミリエ下野市民運動「当たり前のことを当たり前にする」の実践を図る。	<p>ア 「下野市子ども未来プロジェクト」の具体策である「支え合い」「わかり合い」「心の輪を広げよう」の実践を通して、子ども達が自らの力で自分の未来を力強く切り拓いていけるよう支援する。</p>
	② 家庭と学校を結ぶ家庭教育学級の充実を図る。	<p>ア 地域連携教員を窓口として、地域の教育力を活用し、保護者向けの家庭教育学級の内容の充実と実施方法の工夫改善に努める。</p>

9 思いやりの心を育み、潤いと安らぎのある学校を目指した小中一貫教育の推進

努 力 目 標	具 体 策
<p>(1) 小中一貫教育の計画的推進</p>	<p>① 豊かな心を育み、人や社会とかかわる力の育成を図る。</p> <p>ア 9年間を通して、日常的な生活場面を含む、あらゆる教育活動において、「人として、してはならないこと、すべきこと」を学年段階に応じて教え、道徳性を育む。</p> <p>イ 一人一人の子どもに寄り添う教育の実践を通して、中1ギャップの解消に努める。</p> <p>ウ 小中合同で行う授業や「下野市子ども未来プロジェクト」による活動等を計画的に行い、思いやりやあこがれの気持ちの育成と、コミュニケーション能力の向上に努める。</p> <p>エ 家庭や地域の人々と連携した体験活動を通して、勤労観、職業観を育てるとともに、将来の生き方や自己の在り方について考えさせる。</p> <p>オ 中学校区ごとに作成した「生活のきまり」を活用したり、小中各校の児童生徒指導計画を共有したりして、地域の実情や児童生徒の実態を踏まえた指導に努める。</p> <hr/> <p>② 9年間を通じた系統的な学習指導の充実を図る。</p> <p>ア 中学校区ごとに学校課題への取組や学力向上に向けた取組等を共有し、学びの連続性を大切に学習指導を行う。</p> <p>イ 基礎基本の習得や定着を図るために、9年間を通じた各教科の指導の系統について理解を深め、指導内容の弾力的な扱いに努める。</p> <p>ウ 9年間を通じた教育課程の再編成に向けて、各教科・領域の特性や児童生徒の実態を考慮しながら、年間指導計画の見直しを計画的に行う。</p> <hr/> <p>③ 健康・体力の維持向上のための指導の充実を図る。</p> <p>ア 中学校区ごとに「体づくり運動」の指導内容を共有し、指導の充実に努める。</p> <p>イ 「早寝・早起き・朝ごはん」を合い言葉に、9年間を通して望ましい生活習慣の形成に向けた指導と啓発に努める。</p>
<p>(2) 家庭・地域との連携</p>	<p>○ 地域とともにある学校への理解を深め、学校・家庭・地域が協力し、さらなる連携を図る。</p> <p>ア 中学校区ごとの小中連携への取組を、HP や学校だより等に掲載し、積極的な情報発信に努める。</p> <p>イ 地域連携教員を中心として、地域の人材や団体など、地域の教育力を活かした組織的な取組が広がるよう努める。</p>

10 情報リテラシーを身に付けさせる情報教育の推進		
努 力 目 標		具 体 策
(1) 情報活用能力の育成	① 児童生徒の実態に応じた情報モラル教育の推進を図る。	ア 情報教育年間指導計画に基づき情報モラルに関する指導を各教科・領域に位置づけて、系統的な指導に努める。 イ 「情報モラルに関する指導資料」等を活用し、情報化社会における安全教育の推進に努める。 ウ 児童生徒がネットトラブルに巻き込まれないように、コンピュータや携帯電話等を使う際の危険性等について保護者と連携した指導に努める。
	② 課題や目的に応じて情報手段を適切に活用できる力の育成を図る。	ア 学年に応じた、基本的な操作技能の系統的な指導に努める。 イ 各教科・領域等においてインターネット、図書、新聞等の情報手段を適切に活用する能力の育成に努める。
	③ 教職員一人一人の情報活用能力と情報モラルの向上を図る。	ア 情報通信ネットワーク等の実態や影響に係る最新情報の入手に努める。 イ 著作権法など法令を遵守した教育活動を行う。
(2) ICTの活用	○ ICTを活用し、わかる授業の実践を図る。	ア 校内研修を充実し、全校体制でICTを活用した指導力向上に努める。 イ 授業においてICT機器及びデジタル教科書などのデジタル教材等の効果的な活用に努める。
(3) 校務の情報化推進	① 市教育情報ネットワーク（けやきネット）の活用により校務の効率化を図る。	ア グループウェア及び校務支援システムの活用により、迅速な情報伝達と校務の効率化を推進する。 イ 一斉メール配信システム（すぐメール）の利用促進を図り、緊急時だけでなく、学校行事の連絡等への積極的な活用に努める。 ウ ホームページを組織的、定期的に更新し、情報発信するとともに、内容の充実を図り、家庭・地域との連携に努める。
	② 個人情報の保護・管理の徹底や校内ネットワークの適切な運用を図る。	ア 市の規定及び各学校のガイドラインに基づき、情報セキュリティ及び情報管理についての認識を高め、個人情報の保護・管理を徹底する。 イ 個人情報保存されている記憶媒体の保護・管理を徹底する。 ウ 情報の流出やウイルス感染の防止のために、コンピュータや校内ネットワークの適切な運用を徹底する。

